平成２６年（フ）第２０５６号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字両五12番地２
破産者　有限会社協伸サービス
１　決定年月日　平成27年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９号
三重県松阪市茶与町54番地３
破産者　寺島　幸成
１　決定年月日　平成27年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第３０号
三重県松阪市茶与町54番地３
破産者　寺島なおみ
１　決定年月日　平成27年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第４２１号
岡山市北区野田屋町２－９－10吉原マンション401、住民票上の住所岡山市北区富田町２丁目９番１号
破産者　今田　敏明
１　決定年月日　平成27年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２８号
岡山市東区中川町1226番地
破産者　武河　順司
１　決定年月日　平成27年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３号
宮城県角田市岡字駅前北７番地の５
破産者　株式会社角田事務販売
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１０７号
福島県郡山市富田町字十文字27番地１
破産者　昌栄商事株式会社
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
福島県郡山市成山町148番地の３
破産者　小磯　昌子
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第８０７号
神奈川県相模原市緑区町屋３丁目11番35号コーポ砂南102、破産手続開始決定時の住所神奈川県相模原市中央区富士見４丁目９番８号ロッシェル富士見Ⅱ－２－107
破産者　後藤　保枝
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８０８号
神奈川県相模原市緑区町屋３丁目11番35号コーポ砂南102、破産手続開始決定時の住所神奈川県相模原市中央区富士見４丁目９番８号ロッシェル富士見Ⅱ－２－107
破産者　後藤　近江
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４０号
東京都西東京市下保谷５丁目11番17―303号、破産手続開始決定時の住所東京都立川市砂川町８丁目85番地の４メゾンフローラル303号
破産者　高木　睦美
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９０号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺2036番地７
破産者　有限会社東洋装建
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９１号
東京都稲城市東長沼1225番地の４さつきコーポ103
破産者　久保　弘行
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７５号
静岡県御殿場市東田中1286番地の１
破産者　株式会社トーケン
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４３２号
静岡県菊川市吉沢774番地の１
破産者　株式会社エプシロンジャパン
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
最後の住所三重県志摩市阿児町鵜方874番地67
破産者　亡田中萬喜男相続財産
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１１２９号
京都市左京区下鴨蓼倉町35番地
破産者　株式会社だるまや
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５１号
京都市伏見区淀美豆町756番地の２
破産者　有限会社暮らしの花社
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
松江市東出雲町揖屋2751番地155
破産者　渡部　　旭
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６０号
岡山市北区青江５丁目17番27号
破産者　岡山第一建設株式会社
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１号
岡山市中区倉益206番地の１
破産者　新陽鈑金塗装株式会社
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９６号
広島市中区舟入幸町22番７号
破産者　株式会社大廣
１　決定年月日　平成27年４月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部